平成２７年（フ）第２８７３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1312号、前住所大阪市淀川区西三国３丁目３番23―201号
債務者　落合　雅宣
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１３号
大阪府吹田市新芦屋下21番１号、前住所大阪府吹田市山田南29番３―316号
債務者　俵山千百合
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３０号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番１―406号春宮住宅　１棟406号
債務者　連山善恵こと　鄭　　永順
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１号
釧路市城山１丁目３番28号
債務者　遠藤　浩乃
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２８３号
栃木県宇都宮市住吉町15番８号
債務者　澤瀬　普一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２０８号
横浜市鶴見区岸谷３丁目１番26号
債務者　関根つる子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―１―303
債務者　大谷　建二
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０４号
東京都八王子市七国２丁目５番５号エスポワールみなみ野H101号
債務者　中島真由美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５１４号
福岡県大野城市仲畑３丁目５番10―301号レジデンス御笠川
破産者　吉田ひろこ
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６２号
福岡市中央区桜坂３―11―20―208、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目24番23―403号
破産者　白水久美子（旧姓畠山）
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０号
福岡県鞍手郡鞍手町弥生１丁目87番、破産手続開始時の住所福岡市南区野間１丁目９番15―102号
破産者　松澤　順治
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３８号
福岡市城南区七隈８丁目２番１―314号
破産者　陣内　政秋
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３号
福岡市博多区吉塚１丁目27番19―401号
破産者　大内エイ子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４４号
福岡県飯塚市川島144番地１　川島コーポ101
破産者　田口　　準
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３７号
福岡県宗像市池田3266番地34
破産者　石井　裕之
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０９号
埼玉県春日部市備後東２丁目17番76号　フレグランス・エム102号
破産者　小林　勝也
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係